

令和4年1月28日  
事務連絡

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

#### 配偶者からの暴力被害者への公営住宅の入居について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、国土交通省住宅局より、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成16年3月31日国住総第191号）の一部改正 についての通知が発出されました。

については、各自治体におかれましては、管内の自立相談支援機関に対して広く周知していただくとともに、適切なご対応をお願いいたします。

また、福祉事務所において該当する者を把握している場合には、必要に応じて申し出について助言等いただくようお願いいたします。

## (参考)

国住備第112号  
令和4年1月25日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

### 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について

配偶者からの暴力を受けた被害者（以下「DV被害者」という。）の居住の安定を図り、その自立を支援するため、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成16年3月31日国住総第191号）により、特段の配慮をお願いしているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によりDV相談件数が増加しており、配偶者からの暴力の増加や深刻化が懸念されていることから、今般、本通知を以下のとおり改正することとしたので、一層の配慮をお願いしたい。

なお、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

### 記

#### 第一 公営住宅への入居の取扱いについて

二①を次のとおり改める。

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。

二③を次のとおり加える。

- ③ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人

保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体)において、別記様式1による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に取り扱う。

## 第二 公営住宅の目的外使用について

二を次のとおり改める。

二 目的外使用によって入居を認められるDV被害者は、第一の二の要件を満たし、かつ、公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅法第23条第2号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。なお、同条第1号に規定する収入要件も満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者に限られること。

五を次のとおり改める。

五 目的外使用に当たり、前記二の要件を満たす場合には、公営住宅を目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式2により地方整備局長等（補助金適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第22条に規定する承認があったものとして取り扱うこと。

## 別記様式について

別記様式1を追加し、別記様式を別記様式2とする。

国住総第191号  
平成16年 3月31日  
改正 平成17年12月26日  
改正 平成23年 6月20日  
改正 令和 4年 1月25日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

### 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第3項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部が変更（平成15年7月4日閣議決定）され、全国において実施することとなった規制改革事項として公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）における配偶者からの暴力を受けた被害者（以下「DV被害者」という。）への対応の明確化について位置付けられ、また、「規制改革集中受付期間において提出された全国規模の規制改革要望への対応について」（平成16年2月27日閣議報告）においても位置付けられたところである。

については、DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、DV被害者の公営住宅への入居の取扱い等に関し、以下の事項について特段の御配慮をお願いする。

また、貴管内の事業主体（公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体をいう。以下同じ。）に対してもこの旨周知されるようお願いする。

### 記

#### 第一 公営住宅への入居の取扱いについて

- 一 DV被害者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。
- 二 優先入居を認められるDV被害者は、以下のいずれかに該当する者であること。
  - ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の一時保

護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。

- ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。
- ③ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、別記様式1による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に扱う。

- 三 事業主体は、前記二のDV被害者に係る公営住宅の入居者資格のうち収入の額の認定に当たっては、当該DV被害者の今後の婚姻関係の継続の見通し等について十分考慮し、離婚の届出をしていないが、当該DV被害者に離婚の意思があることを確認したときには、当該婚姻関係が解消されたものとみなして取り扱っても差し支えないこと。
- 四 事業主体においては、DV被害者の置かれている状況にかんがみ、公営住宅への入居が決定されたDV被害者については、保証人の連署を必要としないことも含めて可能な限り弾力的に運用するよう配慮するものとする。

## 第二 公営住宅の目的外使用について

- 一 事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定に基づく承認を得た上で、DV被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であること。

この場合においては、事業主体はDV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援する観点から、可能な範囲で適切な配慮をするものとする。

- 二 目的外使用によって入居を認められるDV被害者は、第一の二の要件を満たし、かつ、公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅法第23条第2号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。なお、同条第1号に規定する収入要件も満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者に限られること。
- 三 目的外使用に係る期間については原則として1年を超えない期間とすること。また、当該DV被害者の住宅に困窮する実情や収入、事業主体における公営住

宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するとともに、前記二の収入要件を満たす者については、当該DV被害者の実情に応じ、期間中に公募により入居できるよう配慮するものとする。

四 目的外使用させる場合の使用料については、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、前記二のDV被害者の実情に応じて適切に設定するものとする。

五 目的外使用に当たり、前記二の要件を満たす場合には、公営住宅を目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式2により地方整備局長等（補助金適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第22条に規定する承認があったものとして取り扱うこと。

### 第三 事業主体間における連携について

- 一 DV被害者については、二次的被害の防止等の観点から、DV被害者の従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅における入居又は目的外使用が必要となる場合が想定されるため、そのような取扱いが円滑に行われるよう、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努められたい。
- 二 前記一の観点から、都道府県におかれては、当該都道府県下の市町村及び他の都道府県と緊密な連携をとりつつ、DV被害者からの照会等DV被害者の居住の安定確保への要望に適切に対応されたい。

### 第四 関係機関との連携について

- 一 前記第一及び第二の実施に当たっては、事業主体は、当該地方公共団体の福祉部局、配偶者暴力防止等法第9条に規定する配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との緊密な連携を図り、DV被害者の支援のために適切な対応を図るよう努められたい。
- 二 特に被害直後等のDV被害者への公営住宅に係る情報提供については、前記一の関係機関の協力を得つつ、積極的に対応されたい。

別記様式1 (表 面)

公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書

(フリガナ) 氏 名 (※1)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
(フリガナ) 同伴者氏名 (※2)		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
連絡先等 (※3)		
配偶者暴力対応機関 機関名及び代表者氏名 (※4)  所在地、電話番号   <p style="text-align: center;">受付日 年 月 日</p>		
【配偶者暴力対応機関記載欄】 (※5)		

上記の者は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことを確認する。なお、本確認書の用途は、公営住宅への入居等に関し、配偶者からの暴力を理由に避難している者からの申出に使用する場合に限るものとし、他の制度に関する申請、訴訟等に使用することはできない。

(裏面)

- ※1 配偶者からの暴力被害を申し出た者の氏名を記入すること。
- ※2 配偶者からの暴力被害を申し出た者に公営住宅への入居等の対象となる同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※3 連絡先（本人の連絡先以外にも、関係機関や代理者など本人と連絡のつく者の名称及び電話番号も可）を記入すること。
- ※4 配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等）が相談を受け付けた場合に記入すること。代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略すること。また、代表者は、適切な組織の長とすること（市町村等の長である必要はない。）。
- ※5 対応機関記載欄には、必要に応じ、整理番号や、本人確認を行った旨などを記載すること。

(その他)

- 1 確認書の太枠内は配偶者からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。
- 2 各都道府県・市町村の住宅部局においては、確認書に記載されている相談機関等や確認書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。確認書の太枠内は配偶者からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること。
- 3 民間支援団体においては、「機関名」に団体名を記載し、「代表者氏名」については氏又は名のみの記載で差し支えないが、団体印又は代表者の印（個人印しかない場合は個人印でも差し支えない。）を押すこと。「所在地」については、秘匿できることとし、「電話番号」は連絡がつく番号を記載すること。また、「対応機関記載欄」には、以下の内容を記載すること。
  - ① 連携している地方公共団体名（本件配偶者からの暴力と関係が深いところ）と連携の態様（婦人保護事業委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体及び補助金等交付団体）
  - ② 本確認書記載者に対する支援の概要



別記様式2

番 号  
年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

事業主体の長 氏 名

DV被害者による公営住宅の目的外使用の報告について

標記について、下記のとおり報告する。

記

公営住宅の目的外使用						備 考
団地名	所在地	戸数	開 始 年月日	使用期間	使用料	